

今後の中小企業に対する支援の在り方について（案）

～我が国経済を支える中小企業への応援～

1. 中小企業等を取り巻く課題

(1) 企業再生のための支援メカニズムの拡充と地域中小企業の再生の本格化

中小企業が太宗を占める我が国の企業倒産数については、90年代後半から廃業率が急激に上昇し廃業数が起業数を大きく上回る状況にあり、特に環境変化に対して脆弱な中小企業の中には、その再生過程において必要なサポートを受けることができずやむなく廃業に至ったものも多く含まれる。

こうした状況を放置すれば、経営資源やノウハウの散逸、或いは雇用機会の喪失を通じ我が国の経済的損失を拡大するおそれがある。このため、市場メカニズムを補完する機能として、事業の失敗等による市場での敗者に対して再生の機会を提供する仕組みの整備が重要となっている。

また、近時、大手金融機関の不良債権処理は着実に進展してきているが、地銀、第二地銀及び信金・信組の不良債権比率は依然として高水準で（金融庁によると平成18年3月期で、主要行1.8%に対し、地銀・第二地銀4.5%、信金7.1%、信組10.7%）、大手との差は拡大傾向にある。今後これら地域金融機関の不良債権の処理に伴って、地域中小企業の再生は本格化していくと見込まれる。

(2) 不動産・個人保証に依存しない資金調達が多様化

中小企業は大企業と比べると自己資本が少なく、資本市場へのアクセスも乏しいことから、金融機関からの借入が資金調達手段の中で重要な位置づけとなっている。資金調達においては、不動産担保や親族・知人、取引先等の第三者保証によることが一般的であり、個々の企業の経営状況のみならず、金融機関の経営に影響を与え得る金融経済情勢によって資金調達力が大きく左右される。近時の金融経済情勢については、全体として一時の厳しい状況は緩和されつつあるものの、金融機関からの借入難易度は引き続き厳しい指数を示すなど、中小企業の資金調達は依然として厳しい状況となっている。

また、我が国の不動産価格については、三大都市圏等の一部においては、漸く反転する兆しとなっているが、多くの地方都市では、引き続き下落傾向が続いている。今後とも地域においては不動産価値の上昇が大きく望めない中で、不動産を中心とする固定資産や個人保証に過度に依存する資金調達の現状が放置されれば、将来的にも、中小企業の成長を促す適時安定的な資金の確保が困難となるおそれがある。

(3) 起業・再起業の支援

我が国における開廃業率は、引き続き廃業率が開業率を大きく上回るとともに、大都市圏に比べ、地方圏において相対的に低いなど、地域的なばらつきもみられる。起業や再起業の環境を整えて、何度でも挑戦できる社会を実現し、社会の活力を維持することは極めて重要である。しかしながら、廃業経験者による再起業（再チャレンジ）については、そもそも廃業することの決断の遅れ、経営者本人が個人保証をおこなっている場合が多い等により、倒産した企業経営者のうち約4分の3が5,000万円を超える債務を抱えているなど、廃業時に多額の債務を負わざるを得ず再チャレンジが困難な状況となっており、また、これを乗り越えて再起業しようとした場合であっても民間金融機関の約6割が融資に否定的となっている。

他方で、こうした廃業経験者が創業まで辿り着いた場合、経営の経験等がない起業とは異なり、経営全般に必要な知識・ノウハウを取得している者も多い。そのため、過去の失敗経験を生かした事業運営及び事業展開が可能となり、黒字基調になるまでの期間が短く（黒字基調になるまでの期間が3ヶ月以内の企業の割合は、一度目の起業：34.1%、二度目の起業：54.4%）、また、黒字基調の割合が高く（黒字基調企業の割合は、一度目の起業：51.2%、二度目の起業：59.9%）、成功確率が高くなるという実態や雇用吸収率が高いという実態も存在する。

こうしたことを踏まえれば、現状において再チャレンジの阻害要因となっている廃業の決断の遅れや個人保証等の問題を解決しつつ資金調達を円滑化し再チャレンジを後押しすることは、質の高い創業の拡大につながり、我が国経済の活性化にも大きく資するものと考えられる。

2 . 中小企業政策の方向性

(1) 中小企業再生のための金融支援等

企業再生のための金融の拡充

中小企業の事業再生の手段としては、民事再生法をはじめとする再建型法的整理による仕組みが整備されてきた。再建型法的整理は、事業の再生を図ることにより経済的・社会的損失を全体として最小限に止めるものである。他方で、裁判所が関与して債権者の権利関係を調整するものであるため、取引先等からの信用面での激しい環境変化が生じ、もともと大企業に比して信用力に劣る中小企業においては、事業資金の確保が一層困難となる問題が顕在化しつつある。資金供給の担い手である金融機関にとっては、金融行政の枠組みに加え、審査ノウハウの蓄積に乏しいこと、保全の安全性が乏しく内在するリスクが高いこと、ロットが小さく大きな利益を見込めないこと等を要因として法的整理段階（D I P (Debtor in Possession)）にある中小企業への融資の取組みには消極的にならざるを得ない状況となっており、こうしたD I P融資を後押しするための信用補完制度の創設が必要である。また、民間金融機関からの資金供給の活発化に加え、中小企業再生のためのファンドの組成促進、政府系金融機関からの融資制度の充実・強化も必要である。

中小企業再生支援協議会の継続・強化

地域における中小企業の再生支援については、産業活力再生特別措置法に基づき、平成15年に都道府県毎に中小企業再生支援協議会が創設され、これまで、10,169件の相談を受け付け、1,138件の再生計画を策定、75,445人の地域中小企業の雇用を確保（平成18年9月30日現在）してきたなど、着実な実績を挙げてきた。本協議会は、同法において、平成20年3月末までの間に内外の経済情勢の変化を勘案しつつ、同法の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて廃止を含めて見直しを行うこととされているが、これまでの実績及び今後の地域経済において担うべき役割を踏まえれば、機能を強化して引き続き継続することが求められる。

(2) 中小企業の資金調達の多様化のための流動資産の活用

中小企業が保有する不動産以外の流動資産についてみると、例えば、売掛金債権や在庫（棚卸資産）の合計で138兆円と土地（86兆円）を大きく上回る資産規模を有している。しかし、こうした流動資産を活用して資金調達を行うことについては、民間金融機関においても実験的に取組みが始まったばかりであり、十分に活用されている状況にあるとは言えない。このような状況の中で、売掛金債権については、平成13年12月の売掛金債権担保保険の制度創設以来、既に、約1兆円の保証承諾実績があり、当該資産を活用した資金調達が十分普及したとは言えないまでも根付きつつあると言える。また、平成17年10月には、動産・債権譲渡登記制度が創設され、売掛金債権や棚卸資産に関する権利関係がより明確化されたところである。このような環境の変化を踏まえ、土地等の固定資産に過度に依存しない資金調達構造への変革を促進していくべく、中小企業が保有する流動資産の有効活用による安定的な資金調達手段を提供するための信用補完制度の拡充が必要である。

(3) 起業・再起業を支援するための金融等の環境整備

経営者に対して、事業の状況を踏まえて引き続き事業を継続するか、廃業するか等の早期決断を促すためには、事業の収益性等専門的な知見を有する者であって、かつ、身近な者に、こうした事項について相談できる体制を整備することが重要である。このため、こうした相談や廃業後に再起業するまでの過程を着実にフォローしアドバイスが受けられるための体制整備を行うことが必要である。

また、個人保証に過度に依存しない融資を進めていくことは、起業・再起業の円滑化のみならず、中小企業の円滑な事業承継といった観点からも重要である。このため、政府系金融機関及び信用保証協会における第三者保証の非徴求の徹底・拡充を図るとともに、定期的な財務報告など一定の条件の下で経営者本人の保証を免除するなど本人保証の合理化を実施していくことが必要である。

また、再起業における資金調達が難しい背景としては、再度廃業する恐れが相当程度存在するのではないかと金融機関側の懸念等によるものであると考えられる。

民間金融機関における貸付先の破綻リスクを低減させるものとしては、信用

保証協会による保証の付与が存在する。現在、既に創業向けの信用保証制度が存在し、これにより民間金融機関における創業向け融資は相当程度活発化しているが、廃業経験者による再起業に対しても民間金融機関からの資金供給が活発に行われるよう、信用保証制度の創設を行うことが必要である。また、民間金融機関からの資金供給の活発化に加え、政府系金融機関からの資金供給も行うべく、新たな融資制度も創設することが必要である。